

第 201800352257 号
平成 31 年 3 月 25 日

一般社団法人鳥取県測量設計業協会会長
中国地質調査業協会鳥取県支部長
一般社団法人日本補償関係コンサルタント協会鳥取県部会会長
一般社団法人鳥取県建築士事務所協会会長
一般社団法人鳥取県設備設計事務所協会会長
一般社団法人建設コンサルタンツ協会中国支部鳥取県委員会代表

} 様

鳥取県県土整備部長
(公 印 省 略)

測量等業務に関する共同企業体の取扱いについて（通知）

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴会員に周知していただきますようお願いいたします。

なお、「鳥取県測量等業務における共同企業体の取扱いについて」（平成 23 年 12 月 12 日付第 201100140350 号）は廃止します。

（担当 県土総務課入札制度担当 梅林 電話 0857-26-7347）

記

1 共同企業体の条件

(1) 構成員の組合せ

構成員の組合せは、当該発注に係る業務内容に対応する業種区分（本県が発注する測量等業務の入札参加資格における業種区分をいう。）の有資格業者の組合せとするものとする。なお、業務内容に応じて、発注業務の業種区分と異なる業種区分の有資格業者が参加する共同企業体も認めるものとする。

(2) 業務形態

構成員は、その技術力を結集して業務を実施するものとし、出資割合に応じて業務を分担するものとする。

(3) 構成員の技術的要件

各構成員は、分担業務において鳥取県測量業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）で定める技術者を選任するものとする。ただし、建築関係建設コンサルタント業務については、公共建築設計業務委託仕様書（共通仕様書・特記仕様書）に定めるところによる。

(4) 代表者要件

代表者は、構成員において決定された者とする。

2 共同企業体協定書

共同企業体協定書は、別紙のとおりとする。

3 業務計画書

構成員の分担業務内容及び技術者氏名を、共通仕様書に定める業務計画書の「業務組織計画」に明記することとする。ただし、建築関係建設コンサルタント業務については、公共建築設計業務委託仕様書（共通仕様書・特記仕様書）に定める業務計画書の中で明記することとする。